

I 消費税関連の調査のねらい等

1 消費税関連の調査のねらい等

「医薬・介護費用」(保険薬局においては「費用」。以下同じ。)に関する従来の調査項目には、

- ア 全体として消費税課税費用であると考えられる費用項目(「課税対象項目」):「医薬品費」「給食用材料費」「診療材料費・医療消耗器具備品費」「委託費」「給与費」のうちの「通勤手当」など
- イ 消費税課税費用と非課税費用が混在する費用項目(「課税・非課税混在項目」):ア・ウ以外の費用項目
- ウ 全体として消費税非課税費用であると考えられる費用項目(「非課税対象項目」):「給与費(通勤手当を除く)」「減価償却費」(※)

があるが、平成26年4月に予定される消費税率引き上げに備え、医療機関等における消費税負担の状況を把握するための費用構造に係る推計(以下「費用構造推計」という。)を適切に実施するためには、「課税・非課税混在項目の費用の額のうち、課税費用が占める比率」を明らかにする必要がある。

※費用構造推計を実施する上での「減価償却費」の取扱いについては、今後、「医療機関等における消費税負担に関する分科会」において御議論をいただく必要があるが、ここでは今回の調査における記載要領上の整理に従い、便宜上「非課税対象項目」と整理しているもの。

そこで、今回の調査では、課税費用の総額(以下の図のエ)を把握し、そこから「課税対象項目」の費用の総額(以下の図のア)を差し引くことにより、「課税・非課税混在項目」のうちの課税費用の額(以下の図のオ)や、「課税・非課税混在項目」のうちの課税費用の比率(以下の図のオ/イ)を算出している。(本別冊資料の「消費税課税費用・非課税費用の詳細状況」(p4-11)参照)。

なお、この「消費税課税費用・非課税費用の詳細状況」の集計データと、本体報告書における「損益状況データ」を活用して、今後、費用構造推計を実施していく必要がある。

また、「課税・非課税混在項目」のうちの非課税対象費用については、回答医療機関等の過度な負担とならない程度に詳細に把握することとされ、具体的には「医薬貸倒損失」「貸倒引当金繰入額」などを把握・集計したので併せて報告するが、これら非課税対象費用は網羅的な把握となっていないため、その合計額が「課税・非課税混在項目」のうちの非課税対象費用の総額となるものではないことに留意が必要である。

<病院の費用構造のイメージ>

